

厚紙白紙
縦64ミリメートル
横86ミリメートル

写 真	交付番号第 号
	交付年 月 日
家畜防疫官証票	
生 氏 官	
年	
月	
日	
名 職	

裏

家畜伝染病予防法（抄）
第四十一条 家畜防疫官は、輸入される指定検疫物又は要検査物につき、船舶又は航空機内で輸入に先だつて検査を行うことができる。
犬等の輸出入検査規則（抄）
第八条 家畜防疫官は、必要と認めるときは、輸入される犬等について、搭載船舶内又は飛行場内（搭載航空機内を含む。次項において同じ。）で、検査を行うことができる。
2 家畜防疫官は、輸入される犬等の検査のため必要と認めるときは、外国から到着した犬等（輸入されるものを除く。）又は外国から到着した犬等の死体について、搭載船舶内又は飛行場内で、その犬等又はその犬等の死体について検査を行うことができる。
感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則（抄）
第六条 家畜防疫官は、法第五十五条第四項の規定により、輸入される指定動物又は輸入されるその他の物であつて同条第一項に定める感染症の病原体により汚染し、又は汚染しているおそれがあるものにつき、船舶又は航空機内で検査を行うことができる。

交付番号第 号

交付年 月 日

家畜防疫員証票

職氏名
生年月日

写真

裏

家畜伝染病予防法（抄）

- 第五十一条 家畜防疫官又は家畜防疫員は、家畜の伝染性疾病を予防するため必要があるときは、競馬場、家畜市場、家畜共進会場等家畜の集合する場所、衛生管理区域、化製場若しくは死亡獣畜取扱場、と畜場、倉庫、船舶、車両、航空機又は家畜の伝染性疾病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがあるその他の場所に立ち入つて動物その他の物を検査し、関係者に質問し、又は検査のため必要な限度において、動物の血液、乳汁等を採取し、若しくは動物の死体その他の物を集取することができる。
- 2・3 (略)
- 4 第一項及び第二項の規定による立入検査、質問、採取又は集取の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 第五十二条 (略)
- 2 (略)
- 3 この法律に規定する事務に従事させるため、都道府県知事は、当該都道府県の職員で獣医師であるものの中から、家畜防疫員を任命する。ただし、特に必要があるときは、当該都道府県の職員で家畜の伝染性疾病予防に關し学識経験のある獣医師以外の者を任命することができる。
- 4 (略)
- 第五十四条 家畜防疫官又は家畜防疫員は、この法律により職務を執行するときは、農林水産省令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

交付番号 第 号

交付 年 月 日

家畜伝染病予防法第四十八条
の規定により指定された家畜
防疫官証票

氏 官
氏 名 職
生 年 月 日

写 真

農

家畜伝染病予防法（抄）

第四十七条 農林水産大臣は、家畜の伝染性
疾病の発生又はまん延により、畜産に重大
な影響を及ぼすおそれがあるときは、都道
府県知事に対し、第六条第一項、第九条、
第十五条、第十七条、第十七条の二、第五項
若しくは第六項、第二十五条の二、第二十
六条第一項、第三項若しくは第五項、第二
十八条の二第一項、第三十条、第三十一条
第一項、第三十二条第一項若しくは第三十
三条から第三十四条の二までの規定による
措置を実施し、又は家畜防疫員に第十六条
第三項の規定による措置を実施させるべき
旨を指示することができる。

第四十八条 農林水産大臣は、前条の指示を
した場合又は都道府県知事から求められた
場合において必要と認めるときは、その指
定する家畜防疫官をして都道府県知事の指
示を受け、第二章又は第三章の規定により
家畜防疫員の行なうべき職権を行なわせる
ことができる。

交付番号 第 号

交付 年 月 日

家畜伝染病予防法第四十八条
の第二項の規定により派遣
された家畜防疫員証票

職 氏 名

生 年 月 日

写 真

裏

家畜伝染病予防法（抄）

第四十八条の二 都道府県知事は、
家畜の伝染性疾病を予防するため
緊急の必要があるときは、他の都
道府県知事に対し、家畜防疫員の
派遣を要請することができる。こ
の場合において、家畜防疫員の派
遣を要請された都道府県知事は、
正当な理由がない限り、その派遣
を拒んではならない。

2 前項の規定による要請に応じて
派遣された家畜防疫員は、その派
遣を要請した都道府県知事の指示
を受け、当該都道府県の家畜防疫
員の行なうべき職権を行なうこと
ができる。